

国住防第4号
平成27年8月27日

一般社団法人
日本ビルディング協会連合会 会長 殿

国土交通省住宅局長



接続ビル等における防災・減災対策の推進について（通知）

近年、国内外では、地下街、地下鉄等の地下駅及びこれらに直結又は地下道を介して接続するビル（以下「接続ビル」という。）によって形成される地下空間（以下「地下街・地下鉄及び接続ビル等」という。）において浸水被害が発生しております。また、我が国は、大都市圏を中心に地下街・地下鉄及び接続ビル等が広域に発達しており、大規模水害が発生した場合、甚大な人的被害の発生や、公共交通機関の運休に伴う経済社会的な影響が懸念されます。

このため、国土交通省では、「国土交通省 水災害に関する防災・減災対策本部」（以下「対策本部」という。）において、平成26年4月に、「中間とりまとめ」として、今後講すべき措置をとりまとめ、貴職に周知したところです。その後、この「中間とりまとめ」を踏まえ、必要な検討を行い、この度、平成27年8月に対策本部において「最終とりまとめ」として、とりまとめたところです（別紙の別添1参照）。

そして今般、以上のことと踏まえ、国土交通大臣から各都道府県知事に対して「地下街・地下鉄及び接続ビル等における防災・減災対策の推進について」（平成27年8月27日国水環防第18号）（別紙参照）が通知されたところです。

つきましては、貴連合会におかれましても、下記事項にご留意の上、引き続き、関係事業者等とも連携しつつ、十分な対応を図られるようご協力を願いいたします。

なお、この旨貴連合会会員（地方協会を含む。）にも周知願います。

記

1. 浸水リスクの確認

平成27年5月の水防法改正を踏まえて、今後、想定し得る最大規模の洪水、内水及び高潮に対応した浸水想定区域及びハザードマップが公表されることとなり、新たに浸水が想定されることとなる地下街等が発生することや、想定される浸水深が大きくなることが想定されることから、特に浸水する危険性が高い地下空間については、これら浸水想定区域及びハザードマップの活用により、管理する建築物の浸水リスクについて確認するようお願いいたします。

2. 地下街等との連携の強化

管理する建築物が浸水想定区域内に含まれており、かつ、洪水、内水又は高潮時における避難安全性の確保や浸水の防止を図る必要があるものとして市町村地域防災計画に位置付けられた場合に、隣接する地下街、地下駅等の地下空間の所有者又は管理者と共同して、避難確保・浸水防止計画を作成するようお願いします。その際、計画検討や連絡調整の場として協議会が設置された場合、積極的な参加にご協力をお願いします。

3. 支援制度の活用

国土交通省では、地下街・地下鉄及び接続ビル等における浸水防止用設備の設置や避難確保等に関する支援制度として、防災・安全交付金などを設けています（別紙の別添2参照）ので、積極的にご活用ください。

【参考】

- 国土交通省ハザードマップポータルサイト (<http://disapotal.gsi.go.jp/>)
- 「水災害に関する防災・減災対策本部」に関する資料等の公表
 - 第1回 (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bousai-gensai-1kai.html>)
 - 第2回 (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bousai-gensai-2kai.html>)
- 避難確保・浸水防止計画の作成や訓練の実施等に関する相談窓口「災害情報普及支援室」の連絡先及び計画作成等に役立つ情報の公表 (<http://www.mlit.go.jp/river/jieisuibou.html>)

以上